

# 令和元年度上半期 評議員等資格審査委員会活動報告

令和元年 11 月 15 日

担当理事・委員長：井上 健

副委員長：木下義晶

委員：孝橋賢一、高安肇、照井君典、中田光政、中山秀樹、平松英文

日本小児血液・がん学会の評議員等について、その資格の公正かつ適切な審査を行うことを目的として活動する。

会議：必要に応じてメール等で審議を行う

## 活動内容

- 1) 2019 年度、新規評議員申請者について評議員資格審査委員会にて審議し、資格適格性の判定を行った。新規評議員の申請状況としては、申請者数は 14 名（小児科領域 11 名、小児外科領域 1 名、病理領域 1 名、看護・医療職・支援領域 1 名）であった。14 名全員の評議員資格を適格と判定した。また、現評議員数が 296 名であり、今年度の適格者 14 を加えても、定款施行細則第 1 条 4 項に定める評議員定数である会員総数の 200 名以上 400 名以内であることが確認された。
- 2) 下記定款施行細則に基づき評議員資格喪失に関する審査を該当者に対して行った。  
(評議員の資格喪失)  
第 3 条 評議員は、次の場合にその資格を喪失する。
  - 1) 評議員退任届が提出されたとき。
  - 2) 正当な理由なしに 2 年連続で社員総会を欠席した場合。社員総会の出席は 1 年のうち少なくとも定時または臨時のどちらかに出席した場合には当該年度の社員総会に出席したものとみなす。委任状の提出は出席と認めない。但し、正当な理由がある場合は資格審査委員会で審議する。
  - 3) 社員総会欠席の「正当な理由」を以下のように定める。
    - (1) 緊急対応を要する用件（緊急手術など突発的に発生した診療業務など）
    - (2) 社員総会より優先度が高いと考えられる用件（重要な会議など）\* 予定手術や通常外来診療など予定変更可能なものは「正当な理由」とは認められない。
  - 4) 任期中に 66 歳の誕生日を迎えた者は、次期定時総会后、その資格を失う。

## 評議員申請資格に関する論文業績の点数化基準の改定について

(2019年5月31日理事会承認)

定款施行細則第1条（評議員の選出）第2項の2）領域別申請資格のうち、(3)放射線科領域、(4)脳神経外科領域、(5)整形外科領域、(6)病理領域の③ならびに(7)上記以外の臨床系領域の④、(8)基礎医学領域の②に記載のある「論文業績が原則的に所定の点数を満たす。」とある「所定の点数」の基準を以下のように改定する。

### 評議員申請資格に関する論文業績の点数化基準

旧	新
所定点数は「総合10点」とする。但し、小児外科領域は「総合5点」。	所定点数は「総合5点」とする。但し、小児科領域は「総合10点」。

改正理由：小児科以外の領域の基準の適性化を図るため。

### 【参考】

No	論文業績の種類	点数
1	本学会雑誌、日本小児血液学会雑誌、日本小児がん学会雑誌、欧文誌の論文	2点
2	他の学会雑誌の原著論文（症例報告を含む）	1点
3	その他の掲載論文（依頼原稿などの総説）	0.5点
4	著書（和文、英文）	0.5点

業績採点における注意事項：

1. 業績は全て小児血液あるいは小児がんに関するものとする。
2. 全て筆頭者とする。ただし、欧文論文に限り、共著者（筆頭著者以外）論文も評価対象として0.5点とする。尚、欧文誌とは「英語など国際共通言語による医学雑誌」であり、日本で発行される英文医学雑誌は論文業績の欧文誌に該当する。
3. in pressを含め、確認できるもの（コピー）を添える。
4. 大学や研究機関などの抄録や報告書は除く。